⑴　地域維持型建設共同企業体の構成　地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす橋梁上部工と橋梁下部工の施工者２から５社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。なお、甲型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）及び乙型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

①　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　平成28年熊本地震の復旧に係る工事に限り、一の企業が九州地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は１つの組み合わせによるものとする。ただし、工事種別を異にしているとき等は、この限りではない。

⑤　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件

地域維持型建設共同企業体の構成員は、平成28年11月４日において次の条件を満たすものとする。

①　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

１．地域ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

㋓　架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

２．地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数が1200点以上の者）

㋔　基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上の工事の施工実績を有すること。

３．地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数を求めない者）

㋕　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　甲型の場合、すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、鋼橋上部工事及び一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。乙型の場合、すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④　代表者以外の構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が熊本県内にあること。

⑶　出資比率要件

①　甲型の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

②　乙型の場合は、分担工事額が無い者を構成員とすることは認めない。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　地域維持型建設共同企業体の協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添１）」又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添２）」とする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る選定の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（様式２又は様式３）」により通知する。

10　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から平成29年３月31日を原則とする。

11　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「○○・○○地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、選定の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告」に示すところにより競争参加者資格の認定及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 28 年 10 月 18 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　根本伸一郎

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第 28―1103―01 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量　機構メールシステム　一式